

第 14 回
定時株主総会
招集ご通知

日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時

場所

東京都大田区大森北一丁目23番1号
NETビル6階

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

(証券コード6620)
2025年6月10日
(電子提供措置の開始日2025年6月5日)

株 主 各 位

東京都大田区大森北一丁目23番1号
宮越ホールディングス株式会社
代表取締役会長兼社長 宮 越 邦 正

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記のウェブサイト「第14回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

◆当社ウェブサイト

<https://www.miyakoshi-holdings.com/ir/stock>

◆東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※当社名又は証券コード（6620）にて検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面により議決権を行使することができませんので、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、3頁の「議決権行使方法についてのご案内」に従いまして、2025年6月26日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都大田区大森北一丁目23番1号

NETビル 6階

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第14期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第14期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）計算書類の内容報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第2号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査していません。

- | | |
|---------|--------------------|
| ①事業報告 | 会計監査人の状況、会社の体制及び方針 |
| ②連結計算書類 | 連結注記表 |
| ③計算書類 | 個別注記表 |

(2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。

(3) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以上

1. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

2. その他株主様へのご案内事項につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

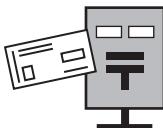
下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前に議決権行使をいただく場合

書面によるご行使

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

インターネットによるご行使

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後6時行使分まで

 パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。 ➡

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会
開催日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) インターネット（「スマート行使」を含む。）等と書面により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

■ ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎️® 0120-652-031 (9:00~21:00) その他のご照会 ☎️® 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

■ 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を行っていただくことも可能です。

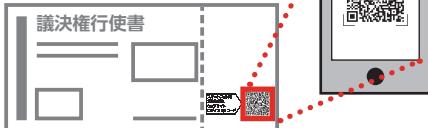


「スマート行使」によるご行使

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

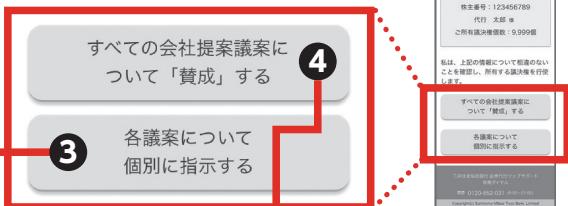
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコード[®]は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



② 議決権行使ウェブサイトを開く

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④ すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。



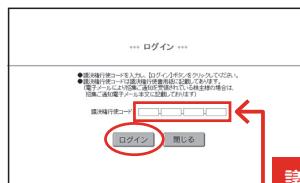
インターネットによるご行使

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



② ログインする

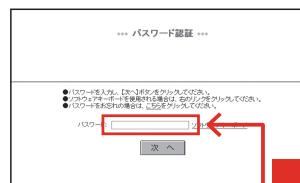


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③ パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（2名）が任期満了となりますので、新たに取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況および業績ならびに職歴等を評価した上で、取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	宮越 邦正 (1941年2月6日)	1966年 5月 東邦電器製作所創業 代表 1968年 7月 東邦電器(株)設立 代表取締役社長 1981年 6月 (株)クラウンユナイテッド 代表取締役社長(現) 1993年 6月 クラウン(株) 代表取締役会長(現) 2001年 6月 クラウン(株) 代表取締役社長(現) 2011年10月 当社 代表取締役会長兼社長(現) 2011年10月 深圳皇冠(中国)電子有限公司 董事長(現) 2014年 3月 深圳皇冠(中国)電子有限公司 総経理(現) 2022年10月 宮越グループ(株) 代表取締役社長(現)	一株
2	板倉 啓太 (1949年2月23日)	1988年 6月 (株)クラウンユナイテッド 取締役(現) 1993年 2月 クラウン(株)入社 管理部長 1993年 6月 クラウン(株) 取締役経理部長 1995年 1月 クラウン(株) 取締役管理本部長(現) 2005年11月 隆邦医葯貿易有限公司(2024年1月清算) 董事 2011年10月 当社 取締役経営企画部長 2011年10月 深圳皇冠(中国)電子有限公司 董事 2011年10月 深圳皇冠金属成型有限公司 董事総経理(現) 2012年 6月 当社 常務取締役 2019年 6月 当社 取締役常務執行役員 (現) 2022年10月 宮越グループ(株) 取締役(現) 2024年11月 深圳皇冠(中国)電子有限公司 董事(現)	1,000株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【各取締役候補者の選任理由】

1 宮越 邦正

1966年5月に東邦電器製作所を創業して以来、59年にわたり当社グループの経営を指揮し、映像・音響機器メーカーとしての基礎を確立するとともに、クラウン株式会社、田尻機械工業株式会社などの買収、ジェット旅客機のリース事業（米国）、イノベーションセンタープロジェクト（中国）への投資等を通じて、当社グループを飛躍的に成長させてきました。今後、当社グループが目指す総合投資企業としてさらなる発展のため、経営戦略の実行・推進をリードする取締役として適任であると判断し、取締役候補者として選任いたしました。

2 板倉 啓太

1988年より当社グループの取締役を歴任し、管理、経理等幅広い業務に携わり、国内外のグループの業務全般を熟知するとともに、経営全般にわたっての知見と豊富な経験を有していることから、今後のグループの経営戦略の実行・推進を担う取締役として適任であると判断し、引き続き候補者として選任いたしました。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となりますので、新たに監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	武 田 茂 (1952年9月11日)	1978年10月 監査法人太田哲三事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1983年 4月 日本合同ファイナンス㈱（現ジャフコグループ㈱）入社 1988年 8月 武田公認会計士事務所開設（現） 1994年 9月 トッキ㈱（現キャノントッキ㈱） 社外監査役 2002年12月 興亜監査法人 代表社員 2012年 8月 税理士法人KOA 代表社員（現） 2017年 3月 ㈱パパネッツ 監査役 2019年 5月 ㈱パパネッツ 社外取締役（現） 2024年 6月 当社 社外取締役(監査等委員) 監査等委員長（現）	一株
2	田 村 幸 治 (1951年5月10日)	2006年11月 ㈱日本食糧新聞社 常務取締役 2006年11月 ニッショク映像㈱ 社長 2008年11月 ㈱日本食糧新聞社 専務取締役 2012年11月 ㈱日本食糧新聞社 常勤監査役 2014年11月 ㈱日本食糧新聞社 常勤顧問 2015年 6月 当社 社外取締役(監査等委員) 監査等委員長	一株
3	宮 越 盛 也 (1969年10月18日)	1988年 4月 ㈱プリンスホテル 入社 1993年 5月 日本通運㈱ 入社 2002年 6月 ㈱タスク 常務取締役 2006年 6月 ㈱タスク 専務取締役 2010年 5月 ㈱タスク 代表取締役社長(現) 2012年 6月 ㈱ビオカ 代表取締役社長(現) 2014年 6月 当社 社外監査役 2015年 6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現)	2,200株

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.宮越盛也氏は、当社業務執行取締役の3親等以内の親族であります。
- 3.武田茂、田村幸治および宮越盛也の各氏は、社外取締役候補者であります。各候補者の選任理由および期待される役割の概要は以下のとおりであります。
- (1)武田茂氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かし、当社の経営において的確な助言・提言を行うなど、経営の監督に十分な役割を果たしていただいていることから、引き続き、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。監査等委員である社外取締役として再任された際は、会計専門家としての立場から企業会計に関する幅広い知識と知見に基づき、ガバナンス体制の適正性・妥当性や業務執行体制および経営課題への取り組み等に関する監督、助言などの役割を期待しております。なお、同氏の社外取締役（監査等委員である取締役）就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- (2)田村幸治氏は、2015年6月から2024年6月まで当社の社外取締役(監査等委員である取締役)として、当社の業務執行に対し適切な助言・監督をいただきました。同氏は、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、当社は、同氏の経験・見識に基づく助言・監督が、当社の事業における経営判断等の適正性確保に必要であると判断し、同氏を監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (3)宮越盛也氏は、企業経営に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、当社の業務執行に対し適切な助言・監督をいただいております。当社は、同氏の経験・見識に基づく助言・監督が、今後の事業における経営判断等の適正性確保に必要であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役（監査等委員である取締役）就任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
- 4.当社は、武田茂および宮越盛也の両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本議案が承認可決された場合、引き続き両氏を独立役員に指定する予定であります。また、田村幸治氏につきましても、社外役員の独立性の基準に照らして、当社からの独立性があるものと判断し、本議案が承認可決された場合には、同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
- 5.当社は、武田茂および宮越盛也の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、田村幸治氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

事業報告

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当社グループの事業拠点である中国深圳市は、グレーターベイエリア（大湾区）の中心都市として海外から注目され、2024年度の深圳市のGDPは昨年比5.8%の伸び率を達成し、景気の回復基調は目覚ましいものがあります。

このような環境下、当社グループは不動産賃貸管理事業の収益基盤の強化に取り組むとともに、再開発事業の許認可取得とのバランスを考慮した施策を継続的に実施しております。

その結果、当連結会計年度における当社グループの経営成績は、営業収益1,030百万円（前期比9.4%減）、営業利益284百万円（前期比32.6%減）、経常利益552百万円（前期比28.2%減）親会社株主に帰属する当期純利益365百万円（前期比31.8%減）を計上いたしました。

不動産再開発事業について

当社子会社の深圳皇冠（中国）電子有限公司（以下「皇冠電子」）が推進しております「ワールド・イノベーション・センター」（以下「WIC」）は、世界30ヶ国のフォーチュングローバル500企業を始めとした先進的大手外資企業200社超が中国本社機能や本格的なR&D施設若しくはマーケティング拠点を設立し、WICの13省・4直轄市との連携による企業情報プラットフォーム等のビジネスサービスを楽しむことで、事業における新たなイノベーションを創出し、中国はもとより世界に向けて業績を拡大するための大規模なイノベーションプロジェクトです。

WICプロジェクトは、現在先行して進めている01-01区画の「開発実施主体の確認」（2024年6月3日付福田区政府通知書）を行うとともに、設計においては世界的に著名な株式会社日建設計に加え、中国10大民営工程設計企業ではトップ5の深圳市華陽国際工程設計株式有限公司と本格的な設計コンサルティング契約並びに設計契約を締結しております（2024年9月6日及び同年10月25日リリース）。また、本年3月、01-01区画の建設指標に関して、福田区政府が「都市更新ユニット規劃修正（草案）」の公示（本年3月26日リリース）を行っております。

一方では、深圳市政府の委嘱を受けて精力的に行っている企業誘致活動では、日本の上場企業を中心に先進的優良企業がWIC進出の意向を表明し、更に海外では欧米のフォーチュングローバル500企業を中心に大手企業が強い関心を示し、既に日米欧から100社を超える企業から意向書の提出を頂いており、今後開発手続きが進むに従ってWICへの進出希望企業はさらに増えてまいります。

なお、当社は総合投資会社を標榜しており、同プロジェクトを投資事業の第1号案件と位置付け、WICが単なる賃貸案件ではなく、環境・社会・ガバナンス（ESG）を重視した顧客との価値共創を通じ、当社グループの持続的発展の基礎となるプロジェクトを目指しております。

当社グループの報告セグメントは、「不動産開発及び賃貸管理」のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資および資金調達状況

当連結会計年度における設備投資総額は376百万円であり、これは主に連結子会社の不動産再開発事業に係るものであります。

なお、当該投資資金は全額自己資金により賄っております。

(3) 対処すべき課題

当社グループが中国で進める「ワールド・イノベーション・センター」(WIC) プロジェクトは、同国のハイテク、先端医療等の科学技術発展の模範的な牽引役を目指す大湾区（グレートベイエリア）構想の中心都市である深圳市の中心に位置する車公廟エリア（約32ヘクタール）を官民一体で再開発を進めるハイエンドな都市更新プロジェクトです。

当社グループが同プロジェクトを進める上で対処すべき課題としては、①米中貿易摩擦の影響や事業拠点の一極集中を懸念する日米欧の先進的企業が中国への投資を手控える傾向にある、②為替変動による投資金額の増加、③サステナビリティへの取り組み、④不動産開発における専門的な人材の確保が主な課題と捉えております。

米中貿易摩擦等の影響下、中国市場に適合した製品を広大な市場に販売することにより売上の拡大を図る企業とリスクを回避する目的で他国に製造拠点の投資を行う企業の2極化が進んでおり、当社グループでは中国進出に前向きな企業に対してWICへの進出を促すため、中国13省・4直轄市との情報プラットフォームや優秀な技能を持つスタートアップ企業との

マッチングシステム、24時間365日ライフサービスの提供を行う等の施策を進めてまいります。また、為替市場の変動に対応するため、事業資金を現地金融機関から人民元で調達するなどの手段により為替変動の影響を最小限に抑える方針です。

また、WICプロジェクトを進める上で環境、社会、ガバナンスのいわゆるサステナビリティにおけるESGの課題にも取り組む必要があります。このため、WELL認証、LEED・绿色建筑認証の取得に取り組み、世界から集まる先進の大手外資企業のニーズに応え、進出企業の新たなイノベーションの創出を強力に支援する最適なプラットフォームの建設を目指します。

一方で、WICプロジェクトを円滑に進めるため、建築設計、建設施工、デザイン、コスト管理等の優秀で経験豊富な人材を登用する必要があり、すでに開発本部長、建築設計管理、デザイン、コスト管理者など、開発を進める上で重要分野の人材を採用しており、今後も必要に応じて増員する予定です。

当社グループでは、対処すべき主な課題に対し真摯に取り組み、プロジェクトを成功させることにより、ステークホルダーの皆様の期待にお応えする所存です。

株主の皆様には、何卒一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	年度	2021年度 (第 11 期)	2022年度 (第 12 期)	2023年度 (第 13 期)	2024年度 (第 14 期)
営 業 収 益		1,407	1,319	1,137	1,030
経 常 利 益		855	779	769	552
親会社株主に帰属する当期純利益		658	501	536	365
1 株 当 た り 当 期 純 利 益		16円46銭	12円54銭	13円40銭	9円14銭
総 資 産		26,202	26,868	27,709	28,863
純 資 産		24,904	25,678	26,646	27,994

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
クラウン株式会社	1億円	100%	深圳皇冠(中国)電子有限公司の管理運営
深圳皇冠(中国)電子有限公司	US\$ 1,500万	90% (90%)	不動産開発・賃貸及び管理
科浪(深圳)商務有限公司	人民元100万	100% (100%)	コンサルティング・不動産賃貸管理
深圳皇冠金属成型有限公司	US\$ 300万	67% (67%)	精密板金加工等
CROWN PRECISION(HK)CO.,LTD.	HK\$ 50万	100% (100%)	深圳皇冠金属成型有限公司の管理運営
皇冠投資管理有限公司	HK\$ 150万	100%	投資・資産管理等

(注) 出資比率の()内は間接所有の割合であります。

企業結合の成果は「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過およびその成果」に記載しております。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び連結子会社6社から構成され、不動産開発及び賃貸管理を主な事業としております。

(7) 主要な事業所

本社：東京都大田区大森北一丁目23番1号
海外拠点：中国(深圳・香港)

(8) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
31名	5名増

(注) 連結子会社の不動産開発部門の採用による増員であります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 40,013,983株 (自己株式960株を除く)
- (3) 株主数 3,298名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
宮越グループ株式会社	15,498	38.7
センチュリーパラマウントインベストメントリミテッド	5,320	13.2
ロンウィンホールディングスリミテッド	5,019	12.5
パシフィックステートホールディングスリミテッド	3,902	9.7
アジアンスカイインベストメンツリミテッド	3,122	7.8
PHILLIP SECURITIES (HONG KONG) LIMITED	1,045	2.6
BNP PARIBAS SINGAPORE/2S/JASDEC/UOBKHP/L-UOBHK-ACCLT	1,024	2.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	633	1.5
渡邊敏行	346	0.8
JP MORGAN CHACE BANK 385781	200	0.5

(注) 持株比率は自己株式 (960株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼社長	宮越 邦正	(株)クラウンユナイテッド 代表取締役社長 クラウン(株) 代表取締役会長兼社長 深圳皇冠(中国)電子有限公司 董事長兼総経理 宮越グループ(株) 代表取締役社長
取締役 (常務執行役員)	板倉 啓太	(株)クラウンユナイテッド 取締役 クラウン(株) 取締役管理本部長 深圳皇冠(中国)電子有限公司 董事 深圳皇冠金属成型有限公司 董事総経理 宮越グループ(株) 取締役
取締役 (監査等委員長)	武田 茂	武田公認会計士事務所 所長 税理士法人KOA 代表社員 (株)パパネッツ 社外取締役
取締役 (監査等委員)	宮越 盛也	(株)タスク 代表取締役社長 (株)ビオカ 代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	段 鳳林	

- (注) 1. 2024年6月27日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって、田村幸治氏は取締役(監査等委員)を辞任いたしました。
2. 2024年6月27日開催の第13回定時株主総会において、武田茂氏が取締役(監査等委員)に新たに選任され就任いたしました。
3. 取締役武田茂氏、取締役宮越盛也氏及び取締役段鳳林氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 取締役武田茂氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、武田茂氏を常勤の監査等委員に選定しております。
6. 取締役武田茂氏は、武田公認会計士事務所所長、税理士法人KOA代表社員及び(株)パパネッツ社外取締役を兼任しておりますが、当社との間に重要な取引関係はありません。
7. 取締役宮越盛也氏は、(株)タスク及び(株)ビオカの代表取締役を兼任しておりますが、当社との間に重要な取引関係はありません。
8. 主要取引先等特定関係事業者との関係
取締役宮越盛也氏は、当社業務執行取締役の3親等以内の親族であります。
9. 責任限定契約の内容の概要
当社は、社外取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金5百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

(2) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりであります。なお、決定方針の決定方法は、取締役会の決議によります。

i) 基本的な考え方

- ・公正性、透明性を確保しております。
- ・業績向上や持続的成長へのインセンティブを重視する観点から、会社の業績との連動性を確保し、職責と成果を反映しております。

ii) 報酬の体系

- ・取締役の報酬は、原則として、固定報酬のみとしております。

iii) 個人別の報酬額の決定方法

- ・取締役会において決定することとしております。
- ・その客観性及び透明性を確保するために、構成メンバーは社外取締役及び独立社外取締役が過半を占めております。
- ・取締役会は、個人別報酬額を、柔軟かつ機動的に行う観点から、代表取締役会長兼社長へ委任しております。

iv) 固定報酬の決定方針

- ・取締役の固定報酬は月額報酬とし、在任期間中、毎月支給しております。

② 監査等委員である取締役の報酬等について

監査等委員である取締役の報酬等は、固定報酬のみとしており、当社の定める一定の基準に従い、監査等委員の協議により決定しております。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬の額は、2015年6月26日開催の第4回定時株主総会において、それぞれ年額10億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）及び年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は3名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役会長兼社長 宮越邦正が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額を決定しております。その権限の内容は、各取締役の月額報酬の額であります。委任の理由及び権限が適切に行使されるための措置は、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 iii)個人別の報酬額の決定方法」に記載のとおりです。委任を受けた代表取締役会長兼社長は、当該方針に従って報酬額を決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	29 (-)	29 (-)	-	-	2 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	5 (5)	5 (5)	-	-	4 (4)

(注) 取締役(監査等委員)(うち社外取締役)の報酬等の総額及び対象となる役員の員数には、2024年6月27日開催の第13回定時株主総会をもって辞任した取締役(監査等委員)1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における社外取締役（監査等委員）の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	武田 茂	当事業年度開催の就任後の取締役会7回の全て、監査等委員会4回の全てに出席し、公認会計士としての豊富な経験と専門的知識に基づいた有益な発言を適宜行い、監査における重要事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。
取締役 (監査等委員)	宮越 盛也	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回、監査等委員会5回の全てに出席し、適宜発言を行い、監査における重要事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。
取締役 (監査等委員)	段 鳳林	当事業年度開催の取締役会11回のうち9回、監査等委員会5回の全てに出席し、適宜発言を行い、監査における重要事項の協議を行っております。

- (注) 1. 取締役（監査等委員）武田茂氏は、公認会計士として財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験を活かし、取締役（監査等委員長）としての職務を果たしております。
取締役（監査等委員）宮越盛也氏は、企業経営に関する経験や実績を活かし、取締役（監査等委員）としての職務を果たしております。
取締役（監査等委員）段鳳林氏は、中国における企業経営者としての豊富な経験や知見を活かし、取締役（監査等委員）としての職務を果たしております。
なお、取締役（監査等委員）武田茂、取締役（監査等委員）宮越盛也及び取締役（監査等委員）段鳳林の各氏につきましては、(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届出ております。
2. 重要な兼職先と当社との関係及び主要取引先等特定関係事業者との関係
重要な兼職先と当社との関係及び主要取引先等特定関係事業者との関係につきましては、14頁に記載のとおりであります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

興亜監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である興亜監査法人は、会社法第423条第1項の定めに基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、興亜監査法人に善意かつ重大な過失がないときに限り、5百万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額となります。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

18百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

18百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から提出された監査計画の妥当性や適正性を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 重要な子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当監査等委員会は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合及びその他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において、次のとおり決議しております。

- ① 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・法令及び定款、社内規程の遵守のみならず、企業の社会的責任を全うすることを目的として「宮越ホールディングス行動規範」を策定し、実践する。
 - ・取締役会は、定期的に取り締役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役に取締役会で適宜報告させる。
 - ・取締役は、職務分掌規程、職務権限規程、コンプライアンス規程等の社内規程の一層の整備を図り、取締役及び使用人は、法令及び定款とともにそれらを遵守し業務を執行する。
 - ・監査室は、社内業務が法令、定款、社内規程を遵守して行われていることを確認するため内部監査を実施する。
 - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対処し、これらの活動を助長するような行為は行わない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る文書その他の情報（以下「職務執行情報」という。）は取締役会において定める文書管理規程に基づき、適切に保存及び管理する。
 - ・内部統制室は、職務執行情報を取締役が適宜閲覧できるシステムを構築する。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・内部統制室をリスク管理部門とし、関連部門と連携して当社グループのリスク管理に関

- する施策を立案、推進する。
- ・内部統制室は、当社グループ全体のリスクを総括的に管理するとともに、その管理状況やリスク情報を取締役会、コンプライアンスリスク管理委員会及び監査等委員会に適宜報告する。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社の各部門の機能、業務執行の範囲について職務分掌規程に定めるとともに、各業務の承認、決裁体制を職務権限規程に定めることで、業務執行を担当する取締役の権限の範囲及び権限の委譲を明確にし、業務執行の効率性を確保する。
 - ・子会社においても、その規模等に応じて、当社の規程等に準じた職務分掌規程等の整備を行わせるものとする。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社グループ共通の行動規範を必要に応じて策定ないし見直すことにより、かかる行動規範の当社グループ全体への周知徹底を図ることで当社グループにおける業務の適正の確保に努める。
 - ・内部統制室は、関連部署と提携して当社グループの業務の円滑化を図るとともに、当社グループ管理体制の整備を行う。監査室は、定期的に当社グループ会社の監査（業務監査、内部統制監査等）を行うこととし、業務の適正化を推進する。
 - ・当社グループ全体として「内部通報制度」を設け、当該制度の存在を周知徹底し、有効活用に努めることでコンプライアンスの徹底を図る。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・当社は監査等委員会の求めに応じて、その職務執行に必要な場合は、監査室所属の使用人に補助を行わせるとともに、必要に応じて監査室を中心として関係各部門がサポートする。
 - ・監査等委員会の職務を補助するにあたり、監査室所属の使用人は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
 - ・当社は、当該補助にあたる使用人の人事異動、評価等については、監査等委員会の意見を踏まえたうえで行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制、及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・コンプライアンスリスク管理委員会、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査室は、定期的に監査等委員会に活動状況を報告するとともに、法令、定款に違反し又は違反するおそれがあると認識した場合は速やかに監査等委員会に報告する。
 - ・当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うものとする。
 - ・当社グループの内部統制の部署は内部統制室とし、内部統制担当及び内部監査室の内部監査担当が、グループ各社への指導、支援を実施する。また、内部統制担当及び内部監査担当は、グループ各社の内部統制の状況をまとめ、定期的に当社取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - ・当社の監査等委員は、必要に応じて当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の監査役に対して報告を求めることができる。
 - ・当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、監査等委員会の監査に必要とする情報を適時、適切に収集できる体制を確保するため、監査等委員の閲覧する資料の整備に努める。
 - ・監査等委員会の監査に対する役職員の理解を深め、監査等委員会の監査の環境整備に努める。
 - ・代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、当社の対処すべき課題、監査等委員会の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、業務の適正を確保するための取組方針として、会社の事業内容、社会、経済環境の変化に即応し、継続的に内部統制システムの整備を図り、実効性のある内部統制の運用に努めております。当事業年度の主な運用状況は以下のとおりです。

- ・ 主な会議の開催状況として、取締役会は11回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適法性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席しました。また、監査等委員会は5回、コンプライアンスリスク管理委員会は2回開催いたしました。
- ・ 監査等委員会は、監査計画に基づき会計監査人及び内部監査室、内部統制室から随時、監査状況等の報告を受け、報告に基づき取締役会において意見を述べるなど、経営の健全性・透明性の向上を図る体制が構築されております。
- ・ 当社は、コンプライアンス、内部通報に関する通報窓口としてコンプライアンスリスク管理委員会を設置し、事業活動におけるリスクの低減を図るため、同管理委員会を2回開催し、課題を提起・報告を行うなど実効性のある委員会を目指しております。

当社では、今後とも内部統制の運用に関し、定められた「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、システムの見直しを随時に行い、内部統制システムの適切な運用を通して業務の適正を確保して参る所存です。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置付けており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

なお、期末配当につきましては、誠に不本意ではございますが、見送らせていただきたいと存じます。

株主の皆様には、何卒事情ご理解の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	12,794	流 動 負 債	358
現金及び預金	11,844	未払金	276
営業未収金	56	未払法人税等	54
その他	895	その他	28
貸倒引当金	△1	固 定 負 債	510
固 定 資 産	16,069	繰延税金負債	76
有 形 固 定 資 産	638	退職給付に係る負債	9
建物及び構築物	0	その他	424
機械装置及び運搬具	2	負 債 合 計	869
工具器具備品	3	(純資産の部)	
建設仮勘定	631	株 主 資 本	24,624
無 形 固 定 資 産	936	資 本 金	9,217
土地使用权	935	資 本 剰 余 金	8,962
その他	0	利 益 剰 余 金	6,445
投 資 其 他 の 資 産	14,494	自 己 株 式	△0
長期貸付金	13,571	その他の包括利益累計額	1,699
その他	923	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,699
		非 支 配 株 主 持 分	1,670
		純 資 産 合 計	27,994
資 産 合 計	28,863	負 債 及 び 純 資 産 合 計	28,863

連結損益計算書

(自 2024年 4月 1日)
(至 2025年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		1,030
営 業 原 価		207
営 業 総 利 益		822
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		538
営 業 利 益		284
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	281	
そ の 他	0	282
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	13	13
経 常 利 益		552
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		552
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	242	
法 人 税 等 調 整 額	△95	147
当 期 純 利 益		404
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		39
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		365

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年 4月 1日)
(至 2025年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当 期 首 残 高	9,217	8,962	6,079	△0	24,258
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属 する当期純利益			365		365
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	365	△0	365
当 期 末 残 高	9,217	8,962	6,445	△0	24,624

	その他の包括利益累計額		非支配株主 持 分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	897	897	1,490	26,646
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属 する当期純利益				365
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	802	802	180	982
当 期 変 動 額 合 計	802	802	180	1,347
当 期 末 残 高	1,699	1,699	1,670	27,994

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

クラウン株式会社

深圳皇冠（中国）電子有限公司

科浪（深圳）商務有限公司

深圳皇冠金属成型有限公司

CROWN PRECISION (HK) CO.,LTD.

皇冠投資管理有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社の数及び名称

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

クラウン株式会社を除く連結子会社5社は、いずれも12月31日を決算日としております。連結計算書類の作成に当たっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法（在外連結子会社は定額法）

無形固定資産……土地使用権については使用年数に基づく定額法

長期前払費用……均等償却

(2) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を個別に検討した必要額を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社グループの主要事業であります不動産賃貸事業における不動産賃貸収入については、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」を適用し、賃貸契約期間にわたって収益を認識しております。また、顧客との契約から生じる収益に関しては、「収益認識に関する会計基準」を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

主要事業であります不動産賃貸管理事業において、不動産賃貸契約の合意内容に基づき、顧客に対して水道光熱等を供給するサービスを提供しております。この履行義務は、当該サービスを提供することによって充足されるため、その供給に応じて収益を認識しております。その際、当社グループの役割が代理人に該当すると判断した取引につきましては、顧客から収受した対価の額から電力事業者等に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債又は退職給付費用の処理方法

連結計算書類作成会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) のれんの償却及び償却期間

のれんについては、20年間の均等償却を行っております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	営業収益
不動産賃貸管理事業に附随する収入	9
顧客との契約から生じる収益	9
その他の収益 (注)	1,020
外部顧客への売上高	1,030

(注) その他の収益は不動産賃貸収入であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕 4. 会計方針に関する事項 (3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の残高については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

個別の契約が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

営業未収入金	56百万円
貸付金（短期貸付金を含む）	13,611百万円
貸倒引当金	△1百万円

2. 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

営業未収入金、貸付金の債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。貸倒引当金の算定に当たっては、債務者の財政状態及び経営成績、債権の回収状況及び保全状況等に応じて分類した債権区分ごとに見積っております。但し、今後の経済情勢の変化や予測不能な事業環境の悪化等によって、事後的な結果との乖離が生じる可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

減価償却累計額	
有形固定資産	3,003百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度末日の発行済株式の種類及び総数

普通株式	40,014,943株
------	-------------

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、不動産再開発事業に関して、投資計画に照らして必要な資金を増資や借入等により調達する方針であり、短期的な運転資金は主に自己資金又は関係会社から賄っております。一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用しており、デリバティブ取引及び投機的な取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業未収入金は、不動産賃貸に係る未収家賃であり、顧客の信用リスクに晒されております。

長期貸付金は、保有債権を売却したこと及び資金運用として関連当事者に対し貸し付けたことにより生じたものであり、融資先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に関するリスク)の管理

営業債権については、契約時に信用調査を行い、預り保証金を収受するとともに、管理部門が取引先の状況を定期的に把握し、経理部門が取引先ごとに期日及び残高を管理するなど継続的にモニタリングする体制をとっており、それらを随時把握することによりリスクの軽減を図っております。

貸付金については、融資先の財政状態・経営成績を把握し、将来の傾向を分析するとともに、適時に返済が行われているかを随時把握することによりリスクの軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 営業未収入金	56		
貸倒引当金(※2)	△1		
	54	54	—
(2) 長期貸付金 (1年以内回収予定を含む)	13,611	13,538	△73
資産計	13,666	13,592	△73

※1 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 営業未収入金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	11,844	—	—	—
営業未収入金	56	—	—	—
長期貸付金 (1年以内回収予定を含む)	40	7,610	5,961	—
合計	11,941	7,610	5,961	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業未収入金	－	54	－	54
長期貸付金 (1年以内回収予定を含む)	－	13,538	－	13,538

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業未収入金

営業未収入金の時価は、短期で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒見積額を控除した金額により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金（1年以内回収予定を含む）

長期貸付金（1年以内回収予定を含む）の時価は、債権の区分ごとにその将来キャッシュ・フローを国債利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、中国深圳市において、賃貸用の事務所、工場及び宿舍（土地使用权を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
935	59,695

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、中国深圳市政府認定の不動産鑑定会社による鑑定評価額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

657円87銭

2. 1株当たり当期純利益

9円14銭

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	3,178	流 動 負 債	134
現 金 及 び 預 金	1,846	未 払 金	128
短 期 貸 付 金	40	そ の 他	6
そ の 他	1,291	固 定 負 債	9
固 定 資 産	17,211	退 職 給 付 引 当 金	9
有 形 固 定 資 産	0	負 債 合 計	143
投 資 其 他 の 資 産	17,211	(純資産の部)	
関 係 会 社 株 式	3,935	株 主 資 本	20,245
長 期 貸 付 金	13,121	資 本 金	9,217
そ の 他	154	資 本 剰 余 金	9,129
		資 本 準 備 金	8,217
		そ の 他 資 本 剰 余 金	911
		利 益 剰 余 金	1,899
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,899
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,899
		自 己 株 式	△0
		純 資 産 合 計	20,245
資 産 合 計	20,389	負 債 及 び 純 資 産 合 計	20,389

損益計算書

(自 2024年 4月 1日)
(至 2025年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		94
営 業 費 用		171
営 業 損 失		77
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	131	
そ の 他	1	133
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	5	5
経 常 利 益		50
税 引 前 当 期 純 利 益		50
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		9
当 期 純 利 益		40

株主資本等変動計算書

(自 2024年 4月 1日)
(至 2025年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計
当 期 首 残 高	9,217	8,217	911	9,129
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	9,217	8,217	911	9,129

	株 主 資 本			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	
	その他利益 剰余金			
	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	1,859	△0	20,205	20,205
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益	40		40	40
自 己 株 式 の 取 得		△0	△0	△0
当 期 変 動 額 合 計	40	△0	40	40
当 期 末 残 高	1,899	△0	20,245	20,245

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式……移動平均法による原価法

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金……期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を個別に検討した必要額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料及び業務受託料であります。

当該収益につきましては、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社は、子会社との契約に基づき、経営・企画等の指導及び不動産開発に関する業務を履行義務として識別しており、その履行義務は時の経過にともなって充足されるため、契約期間にわたって一定の均等額で収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

債権の回収可能性

当事業年度末における関連科目の金額は、貸借対照表に記載のとおりであります。

当該内容の理解に資するための情報は、連結注記表における同注記の内容と同一であるため省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

関係会社に対する短期金銭債権	767百万円
関係会社に対する短期金銭債務	6百万円
関係会社に対する長期金銭債権	7,000百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引高（収入分）	94百万円
営業取引以外の取引高（収入分）	71百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	960株

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 会社等

属性	名称又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	クラウン(株)	所有 直接 100.0%	役員の兼任 2人	利息の受取 (注1)	69	長期貸付金	7,000
						その他 (流動資産)	389
子会社	深圳皇冠(中国) 電子有限公司	所有 間接 90.0%	役員の兼任 2人	経営指導 業務の受託 (注2)	18	その他 (流動資産)	374
				不動産開発 業務の受託 (注2)	76		
法人 主要株主	センチュリー パラマウント インベストメン ツリミテッド	(被所有) 直接13.2%	—	担保の受入 (注3)	2,242	—	—
法人 主要株主	ロンウィン ホ ールディングス リミテッド	(被所有) 直接12.5%	—	担保の受入 (注3)	2,181	—	—
その他の関 係会社等 (注4)	(株)クラウン ユナイテッド	—	役員の兼任 2人	債権の譲受 (注5)	209	未払金	119
				代位弁済 (注6)	19	—	—

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- 貸付金の金利については市場金利等を勘案し決定しております。
- 経営指導業務及び不動産開発業務の受託の対価については双方協議のうえ合理的に決定しております。
- 担保の受入は、当社の貸付債権に対して、当該会社が債務者と共同して担保提供を行っているものであります。なお、取引金額は当事業年度末現在の貸付残高であります。
- (株)クラウンユナイテッドは「その他の関係会社の親会社の子会社」に該当します。なお、当該「その他の関係会社の親会社」は、当社代表取締役 宮越 邦正の近親者が議決権の100%を所有しているため、(株)クラウンユナイテッドは「役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等」にも該当します。
- (株)クラウンユナイテッドが保有する貸付金債権及び未収債権を帳簿価額と同額で譲受けたものです。
- 当社が保有する貸付金債務について代位弁済を受けたものです。

2. 役員等

属性	名称又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親者 が議決権の 過半数を 所有して いる会社等	フォーシーズン (株) (注1)	—	—	本社 事務所の 賃借等 (注2)	32	その他 (流動資産)	2
						その他 (投資その他 の資産)	20

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

1. 当社代表取締役 宮越 邦正の近親者が議決権の100%を所有しております。
2. 本社事務所の賃借等の対価については一般的取引と同様に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 505円97銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 1円 2銭 |

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月30日

宮越ホールディングス株式会社
取締役会 御中

興亜監査法人
東京都千代田区
指定社員 公認会計士 柿原 佳孝
業務執行社員
指定社員 公認会計士 倉谷 祐治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、宮越ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宮越ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月30日

宮越ホールディングス株式会社
取締役会 御中

興亜監査法人
東京都千代田区
指定社員
業務執行社員 公認会計士 柿原 佳孝
指定社員
業務執行社員 公認会計士 倉谷 祐治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、宮越ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部署と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月5日

宮越ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 武田 茂 ㊞

監査等委員 宮越盛也 ㊞

監査等委員 段 鳳林 ㊞

(注)監査等委員武田茂、宮越盛也及び段鳳林は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

- 会場 東京都大田区大森北一丁目23番1号
NETビル 6階
- 交通機関 JR 京浜東北線 大森駅 下車徒歩約5分
京浜急行 大森海岸駅 下車徒歩約8分



会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

宮越ホールディングス株式会社



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。